

## 海域が該当する水質汚濁に係る環境基準の 水域類型の指定に関する告示の改正等について



環境省は、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項及び第2項に基づき、「海域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件」(平成21年3月環境省告示第15号)の一部改正について、平成29年5月22日付けで告示しました。

告示の内容は、水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について、平成28年11月1日の中央環境審議会水環境部会(第42回)の審議を踏まえてなされた答申に基づき、燧灘北西部、広島湾西部、響灘及び周防灘の類型指定の追加を行ったというものになります。今回該当する項目は、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸(LAS)の3物質についてで、これらは水生生物の生息状況の適応性に依りて2つの類型が指定されています(海域生物特Aと海域生物A)。

生活環境に係る水質環境基準については、河川、湖沼及び海域でそれぞれの利用目的に応じて類型を設け、水域ごとに類型指定を行うこととしています。国においては、環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令(平成5年政令第371号)に定められた47河川・海域(複数の都道府県の区域にわたる37河川及び10海域)について類型指定を行っています。

この水域類型の指定については、水域の利用の様態の変化等事情の変更に伴い適宜改定することとしております。また、環境基準の速やかな達成が困難と考えられる水域については暫定目標が設定されており、おおむね5年ごとに必要な見直しを行うこととされています。

当社では、河川、海域、湖沼等の環境分析及び排水分析において多くの実績があります。  
お気軽にお問い合わせください

資料 平成29年5月22日付 環境省報道発表資料

環境検査箇所 清水圭介